

第169回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

大手門パインビル2階会議室
福岡市中央区大手門一丁目1番12号



三井松島

目次

■ 第169回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
議案 取締役（監査等委員である取締役に除く。）4名選任の件	
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	30
■ 監査報告書	32
■ 交付書面省略事項	39

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の全文はウェブサイトに掲載しております。お手数ですが、本招集ご通知でご案内するウェブサイトへアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。

三井松島ホールディングス株式会社

証券コード：1518

証券コード：1518
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日2025年5月20日)

株主各位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉岡 泰士

第169回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第169回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第169回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

株主の皆様におかれましては、インターネット等または同封の議決権行使書用紙のご郵送等により事前に議決権をご行使いただくことができます。事前に議決権をご行使いただく場合には、2025年6月19日（木曜日）午後6時00分までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。以下のサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔当社ウェブサイト〕
<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/ir/stockinfo/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

〔東証上場会社情報サービス〕
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時
2 場 所	福岡市中央区大手門一丁目1番12号 大手門パインビル 2階 会議室 (株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3 会 議 の 目 的 事 項	<p>報告事項</p> <p>1. 第169期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第169期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件</p>

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出ください。
2. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、記載しておりません。なお、当該書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

■ 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会開催日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時

■ 書面またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

インターネット



当社の指定する以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時00分行使分まで

>>> [インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください](#)

機関投資家の皆様へ

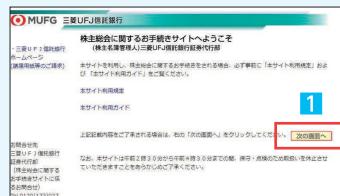
上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる行使方法

2025年6月19日（木曜日）午後6時00分行使分まで

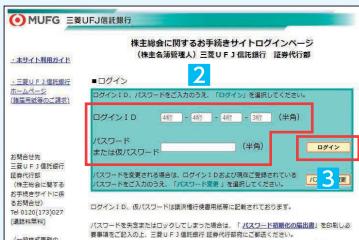
1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>



1 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。）
- 3 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。

「ログイン用二次元コード」は
こちら



議決権行使書（右側）

■ 議決権行使サイトについて

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- 2 パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席率	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	くし ま しん いち ろう 串 間 新一郎 再任	100% (13回/13回)	代表取締役会長
2	よし おか たい し 吉 岡 泰 士 再任	100% (13回/13回)	代表取締役社長
3	わき やま しょう た 脇 山 章 太 再任 社外 独立	100% (13回/13回)	社外取締役 株式会社地域みらいグループ 代表取締役社長 株式会社北洋建設 代表取締役社長
4	かな まる あや こ 金 丸 絢 子 新任 社外 独立	—	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 株式会社メディアドゥ 社外取締役 株式会社オートバックスセブン 社外取締役（監査等委員）

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者：東京証券取引所および福岡証券取引所定める独立役員の候補者

候補者
番号

1

くし ま しん いち ろう
串 間 新一郎

再任

(1951年6月4日生 満74歳)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月	株式会社三井銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	2008年10月	当社代表取締役社長 社長執行役員
1995年2月	同行国際企画部 副 インドネシアさくら銀行副社長	2014年6月	当社代表取締役会長 (現任)
1999年10月	同行鹿児島支店長		
2004年4月	株式会社ベルデ九州取締役 管理本部長		
2005年6月	当社入社 取締役 常務執行役員		
2007年6月	当社取締役 専務執行役員		
2008年4月	当社取締役 副社長執行役員		

■所有する当社株式数：
普通株式数 22,100株
(潜在株式数 31,444株)

取締役候補者
とした理由

串間新一郎氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営責任者として、財務体質の改善・強化、石炭事業に依存しない事業ポートフォリオ策定を積極的に推進することで収益の安定化・多様化を図り、これまでの当社グループの成長を牽引してまいりました。また、議長として取締役会を統理して各議案に対する審議の充実を図り、適正な意思決定の確保に主導的な役割を果たしております。

このように同氏は当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監督できる経験および能力を有しており、同氏の幅広い視野と、柔軟な思考・判断力により、当社グループの益々の成長が期待できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

よし おか たい し
吉 岡 泰 士

再任

(1969年6月13日生 満56歳)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年11月	J.P.モルガン証券会社東京支店 (現JPモルガン証券株式会社) 入社	2014年7月	当社経営企画部 部長
1995年6月	プルデンシャル生命保険株式会社 入社	2017年4月	当社執行役員 経営企画部長
2001年10月	デロイトトーマツFAS株式会社 (現デロイトトーマツファイナンシ ャルアドバイザリー合同会社) 入社	2018年4月	当社常務執行役員 経営企画部長
2007年1月	GCA株式会社 (現フォーリハン・ローキー株式会社) 入社	2019年4月	当社常務執行役員 経営企画部担当
2013年7月	当社入社 海外業務部 部長 経営企画部 部長 兼務	2020年6月	当社代表取締役社長 (現任)

■所有する当社株式数：
普通株式数 5,300株
(潜在株式数 29,542株)

取締役候補者
とした理由

吉岡泰士氏は、長年にわたるM&Aアドバイザリー業務の豊富な経験と知見を有しており、2013年に当社入社後は主に経営企画部門においてM&Aを主導し、2020年からは代表取締役社長として当社の中期経営計画の着実な実行を牽引し、当社事業の収益の安定化・多角化に貢献してまいりました。

同氏の培ってきた幅広く深い知見・洞察力と、力強い変革力は、当社グループの成長を推進するために必要不可欠であり、同氏が代表取締役社長としてグループ全体を指揮することで当社グループの企業価値向上に大いに貢献することが期待できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

3

わき やま しょう た
脇 山 章 太

再任 社外 独立
(1974年10月17日生 満50歳)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社
2000年10月 住友林業株式会社 入社
2012年4月 株式会社北洋建設 入社
2013年10月 同社 代表取締役副社長
2018年11月 同社 代表取締役社長 (現任)

2023年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

- 株式会社地域みらいグループ 代表取締役社長
- 株式会社北洋建設 代表取締役社長

■所有する当社株式数：
普通株式数 0株
(潜在株式数 916株)

株式会社九州みらい建設グループ
(現株式会社地域みらいグループ)
代表取締役社長 (現任)

社外取締役
候補者とした
理由および期待
される役割

脇山章太氏は、日本を代表する企業での国際的な業務経験を経て、建設を基盤として様々な事業を展開する企業グループのトップとして経営全般を指揮するなど、企業経営・組織運営全般の経験を有しておられます。2023年からは当社の社外取締役として取締役会等に出席し、経験に裏打ちされた実践的・多角的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただいております。

当社といたしましては、同氏の卓越した経験と、それにより培われた幅広い知見により、当社の業務執行に関し経営者視点からの適切な助言・監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

4

かな まる あや こ
金 丸 絢 子

新任 社外 独立
(1980年1月27日生 満45歳)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録
弁護士法人大江橋法律事務所 入所

(重要な兼職の状況)

- 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー
- 株式会社メディアドゥ 社外取締役
- 株式会社オートバックスセブン 社外取締役 (監査等委員)

2016年1月 同事務所 パートナー (現任)

2021年5月 株式会社メディアドゥ 社外取締役 (現任)

2023年6月 株式会社オートバックスセブン
社外取締役 (監査等委員) (現任)

■所有する当社株式数：
普通株式数 0株
(潜在株式数 0株)

社外取締役
候補者とした
理由および期待
される役割

金丸絢子氏は、企業法務弁護士として、これまで多くの企業に対し、組織再編、人事労務、国際取引等の多種多様な分野で法的アドバイスを実施してこられた経歴を有するほか、他社の社外役員として企業ガバナンスにも深く関与した実績を有しておられます。

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接的に会社の経営に関与した経験はありませんが、当社といたしましては、同氏が社外取締役として当社の取締役会に参画することにより、同氏の弁護士としての専門的知識や会社役員としての豊富な経験に基づいた的確な助言、および、客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督が期待され、当社のリスク管理、コンプライアンスやガバナンスの向上に大いに寄与するものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 潜在株式数は、当社の報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」で付与された株式給付ポイントに相当する株式数 (本株主総会日に交付予定のものを含む) を、ご参考としてお示ししております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 脇山章太氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 4. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者の選任および報酬については、監査等委員会において審議の結果、相当であると判断されました。
 5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、脇山章太氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、金丸絢子氏が取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2025年10月に更新を予定しております。
 7. 当社は、脇山章太氏を、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏および金丸絢子氏が取締役に選任され就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

ご参考

取締役の構成（2025年6月20日以降の予定）

【スキルマトリックス】

各取締役の専門性は次のとおりであります。

取締役	取締役の専門性						
	経営経験	経営管理	投資・M&A	財務・会計	リスク マネジメント	法務・ コンプライ アランス	人事 労務
代表取締役会長 申 間 新一郎	●	●	●	●	●		
代表取締役社長 吉 岡 泰 士	●	●	●	●	●		
社外取締役 脇 山 章 太	●	●	●	●	●		
社外取締役 金 丸 絢 子			●		●	●	●
取締役（常勤監査等委員） 野 元 敏 博		●	●	●			
社外取締役（常勤監査等委員） 荒 木 隆 繁	●	●	●	●	●		
社外取締役（監査等委員） 満 江 由 香				●	●		

社外 社外取締役 **独立** 独立役員：東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

売上高	営業利益
60,574百万円 前年同期比 21.8%減	7,615百万円 前年同期比 69.7%減
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
8,448百万円 前年同期比 67.5%減	8,645百万円 前年同期比 42.8%減

当連結会計年度の業績につきましては、産業用製品セグメントの株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスや金融その他セグメントの株式会社エム・アール・エフの子会社化などによる増収があったものの、2024年3月期をもってエネルギーセグメントである石炭生産および販売事業が終了したことなどにより、売上高は60,574百万円と前年同期比16,897百万円(21.8%)の減収となりました。

営業利益は、上記と同様の理由により、7,615百万円と前年同期比17,554百万円(69.7%)の減益となりました。

経常利益は、営業外収益に受取利息376百万円を計上したことなどにより、8,448百万円と前年同期比17,556百万円(67.5%)の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、豪州リデル炭鉱の権益譲渡完了に伴い特別利益に権益譲渡益2,720百万円を計上し、税金費用3,125百万円を計上したことなどにより、8,645百万円と前年同期比6,472百万円(42.8%)の減益となりました。

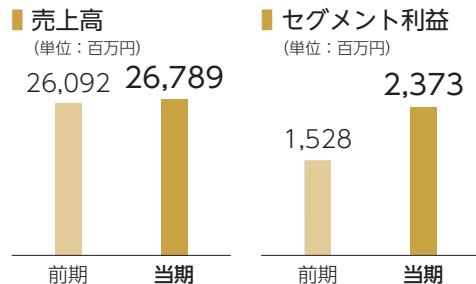
セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引消去前の金額によっております。

売上高構成比
44.2%

生活消費財

売上高は、MOS株式会社および株式会社明光商会の売上の増加などにより、26,789百万円と前年同期比696百万円（2.7%）の増収となり、セグメント利益は2,373百万円と前年同期比845百万円（55.3%）の増益となりました。



生活消費財

日本ストロー



明光商会



ケイエムティ



システックキョーフ



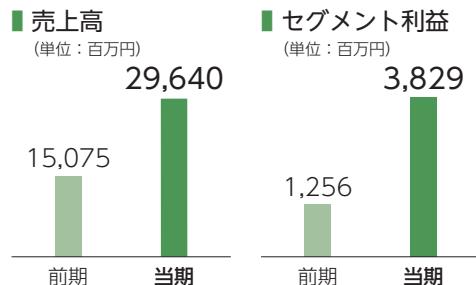
MOS



売上高構成比
48.9%

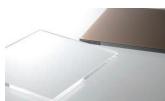
産業用製品

売上高は、株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスの子会社化などにより、29,640百万円と前年同期比14,564百万円（96.6%）の増収となり、セグメント利益は3,829百万円と前年同期比2,573百万円（204.9%）の増益となりました。



産業用製品

CST



三生電子



日本カタン



プラスワンテクノ



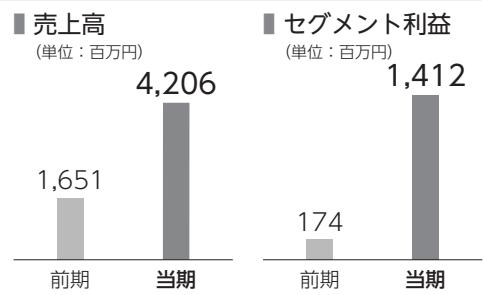
ジャパン・チェーン・ホールディングス





金融その他

売上高は、株式会社エム・アール・エフの子会社化などにより、4,206百万円と前年同期比2,555百万円（154.7%）の増収となり、セグメント利益は1,412百万円と前年同期比1,237百万円（710.5%）の増益となりました。



金融その他		
エム・アール・エフ	MM Investments	港倶楽部オペレーションズ
		など

なお、エネルギーセグメントについては、2024年3月期をもって石炭生産および販売事業が終了したことに伴い、当連結会計年度において売上高およびセグメント利益は発生していません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは前中期経営計画期間（2024年3月期までの5年間）において新規事業への積極的なM&A投資により収益基盤を拡充し、既に終了した石炭事業に代わる安定的な事業ポートフォリオを構築してまいりました。

2025年3月期からは、新たに策定した「経営戦略2024^(注)」の確実な遂行を経営の基本方針としております。株式会社エム・アール・エフの子会社化やグループ各社における収益増加等により、同戦略の早期実現を目指してまいります。

当企業集団における各事業セグメントの課題は、次のとおりであります。

(生活消費財)

日本ストロー株式会社やMOS株式会社などにおいて、受注拡大が見込まれており、生産能力拡大に必要なスペース、設備および労働力を確保することが課題と認識しております。

(産業用製品)

海外販売を行っている株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスやSaunders & Associates, LLCなどにおいて、米国の追加関税等による影響が不透明な状況であり、米国や中国を中心に各国の通商政策を注視してまいります。なお、当社グループの多くの会社が日本国内で製造および販売を行っているため、連結グループ全体では関税による影響は限定的であります。

(金融その他)

株式会社エム・アール・エフにおいて、金利動向に応じて、適正な利ざやを維持していくことが課題と認識しております。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 経営戦略2024

PBR = 1倍以上、ROE 8%以上を意識し、今後3年間の経営戦略を以下とする。

- ① 2027年3月期までに当期純利益50億円以上を継続的に計上できる収益構造をM&Aにより構築する
- ② 2024年3月期末のネット現預金(216億円)*は、今後3年間でM&A投資もしくは株主還元(自己株式取得・配当)に積極的に充当し、一株当たりの株式価値の最大化を図る

※リデル終掘に係る資産除去債務等に必要な資金約52億円を控除した金額

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の様況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,475百万円であり、主なものは産業用製品における設備の維持更新などの639百万円および生活消費財における生産設備増強などの597百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

「(9) 重要な親会社および子会社の様況」をご参照ください。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（2025年3月31日現在）

生活消費財

産業用製品

金融その他

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
日本ストロー株式会社	310百万円	99.9	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
株式会社明光商会	100百万円	100.0	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守
T SECURE INTERNATIONAL CO., LTD.	10百万バーツ	82.6 (82.6)	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売
株式会社ケイエムティ	13百万円	93.1	ペットフード類・ペット関連用品の輸入国内販売
株式会社システックキョーワ	50百万円	99.7	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売
THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTD.	50百万バーツ	100.0 (100.0)	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売
MOS株式会社	100百万円	100.0	レジロール用記録紙等のロール製品の加工販売
CST株式会社	50百万円	100.0	液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とした様々な用途のマスクブランクスの製造・販売
三生電子株式会社	50百万円	99.7	水晶デバイス用計測器・生産設備の製造販売、ならびに関連するハードウェア・ソフトウェアの製造販売
Saunders & Associates, LLC	29百万US\$	100.0 (100.0)	水晶デバイスの計測装置の製造・販売
日本カタン株式会社	9.5百万円	100.0	送変電用架線金具・配電用架線金具の製造販売、各種調査・受託試験・分析業務
株式会社プラスワンテクノ	30百万円	100.0	食料品加工機械の企画・設計・製造・販売等
株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングス	80百万円	100.0	株式会社杉山チエン製作所、ゼクサスチエン株式会社およびMAXCO Chain, Ltd.の経営管理
株式会社杉山チエン製作所	80百万円	100.0 (100.0)	産業用ローラーチェーンを中心とした製品の製造・販売
ゼクサスチエン株式会社	310百万円	100.0 (100.0)	動力伝導用チェーン、コンベヤチェーンの製造・販売
MAXCO Chain, Ltd.	3.5百万US\$	100.0 (100.0)	産業用ローラーチェーン・コンベヤチェーンの米国市場における販売

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
MM Investments株式会社	50百万円	100.0	主に株式の投資、保有、運用管理および売買
株式会社エム・アール・エフ	75百万円	100.0	事業者向け不動産担保融資、不動産売買仲介業等
MM エナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギー事業の管理運営
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	不動産管理事業
株式会社大島商事	10百万円	100.0	コンビニエンスストア運営事業
港倶楽部オペレーションズ株式会社	10百万円	100.0	三井港倶楽部の管理運営
mitsui matsushima INTERNATIONAL PTY.LTD.	74.9百万A \$	100.0	※ 注6
mitsui matsushima AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A \$	100.0 (100.0)	※ 注6

- (注) 1. 当社の議決権比率の () は、事業報告作成会社の子会社の議決権比率を内数で表示しております。
2. 三生電子株式会社は、Sansei America, Inc.を通じて、2024年5月31日付でSaunders & Associates, LLCの持分を追加取得したことにより、同社の議決権割合は100%となりました。
3. 当社は、2024年7月1日付で株式会社エム・アール・エフの全株式を取得いたしました。
4. MMIジャパン株式会社は、2024年8月9日付で新たな事業を開始したことに伴い、MM Investments株式会社に社名変更いたしました。
5. 三井松島リソース株式会社は、2025年4月1日付で株式会社大島商事を吸収合併いたしました。
6. 2024年3月期に石炭生産および販売事業が終了したことに伴い、mitsui matsushima INTERNATIONAL PTY.LTD.、mitsui matsushima AUSTRALIA PTY.LTD.は事業を終了しております。

③ 持分法適用会社の状況 (2025年3月31日現在)

当社は、2024年4月30日付で株式会社花菱の株式660株を譲渡したことにより、当社が保有する同社の議決権割合は34.0%となり、同社は持分法適用関連会社となりました。

④ 特定完全子会社の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
串 間 新一郎	代表取締役会長	
吉 岡 泰 士	代表取締役社長	
脇 山 章 太	社外取締役	株式会社地域みらいグループ 代表取締役社長 株式会社北洋建設 代表取締役社長
野田部 哲 也	社外取締役	河野・野田部法律事務所代表弁護士
野 元 敏 博	取締役（常勤監査等委員）	
荒 木 隆 繁	社外取締役（常勤監査等委員）	
満 江 由 香	社外取締役（監査等委員）	満江由香公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 脇山章太氏、野田部哲也氏、荒木隆繁氏、満江由香氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、野元敏博、荒木隆繁の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）野元敏博氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を、取締役（監査等委員）荒木隆繁氏は、金融機関における長年の経験を、取締役（監査等委員）満江由香氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 菅野百合氏は、2024年6月21日付で任期満了に伴い取締役（監査等委員を除く。）を退任いたしました。
5. 野田部哲也氏は、2024年6月21日付で任期満了に伴い取締役（監査等委員）を退任し、同日付で取締役（監査等委員を除く。）に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）全員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および子会社の取締役・監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料は当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を 除く。)(うち社外)	316 (20)	96 (14)	83 (-)	136 (6)	5 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外)	86 (45)	58 (31)	-	27 (14)	4 (3)

② 業績連動報酬に関する事項

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬)

短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を12分割して毎月支給します。役位および役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額としています。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～2.25の範囲内で決定されます。連結経常利益、連結当期純利益ともに1年間の事業の結果として、経営陣の結果責任を問うものとして相応しい指標と考えております。なお、社外取締役に対しては業績連動報酬を支給しておりません。

当事業年度における業績連動報酬の業績指標の実績は下記のとおりです。

	連結経常利益 (百万円)	連結当期純利益 (百万円)	備考
2024年4月から6月支給分の業績連動報酬にかかる業績指標	35,933	22,977	第167期(2022年度)の業績数値です。
2024年7月から2025年3月支給分の業績連動報酬にかかる業績指標	26,004	15,117	第168期(2023年度)の業績数値です。

(監査等委員である取締役報酬)

監査等委員である取締役に対しては、短期のインセンティブ報酬としての業績連動報酬は支給しておりません。

③ 非金銭報酬の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）が、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識をより一層高めること、ならびに監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）に、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを目的として、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会決議に基づき、2018年8月24日より当社役員等に対する「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入しております。

当該制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。当社役員等に取得させる予定の株式として、当社が111百万円を拠出し、株式給付信託口が当社株式を59,200株取得しております。加えて、本信託につきまして、当社が2022年5月に47百万円を拠出して15,700株を追加取得、2024年5月に633百万円を拠出して135,900株を追加取得しております。これらのうち12,800株を、2020年6月開催の第164回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、2021年6月開催の第165回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、2023年6月開催の第167回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と執行役員2名、および、2024年6月開催の第168回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し交付しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第

160回定時株主総会において月額17百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、上記③に記載のとおり株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入し、3事業年度（以下、「対象期間」という。）における拠出金額の上限を102百万円（執行役員含む）と決議しております。両定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数（株式数）の合計は、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）31,000ポイント、社外取締役3,000ポイント、執行役員16,500ポイントを上限とすると決議されております。同総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について、金額の上限を設けないことについて付議し、承認されました。同総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、上記③に記載のとおり株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入し、対象期間における拠出金額の上限を9百万円と決議しております。両定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。また、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会において、4,500ポイントを上限とすると決議されております。同総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同じく、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について、金額の上限を設けないことについて付議し、承認されました。同総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法および内容

当社は、「取締役（監査等委員除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、「決定方針」という。）を取締役会にて決議しております。決定方針の内容は下記のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員除く）の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識を高めるインセンティブとして十分に機能する報酬体系を目指すことを基本方針とする。具体的には代表取締役および取締役執行役員の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、および株式報酬により構成するものとする。一方、代表取締役および取締役執行役員以外の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、および株式報酬を支払うこととする。報酬額の水準については、各職責、当社の業績、および他企業との比較等を踏まえて設定することとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役としての役位および役員ごとの評価結果を踏まえて金額を決定し、それを12分割して毎月支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、当該業績連動報酬等の額、および算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

当社は、短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を支給する。前期の業績に応じて決定し、それを12分割して毎月支給する。

(2) 額、および算定方法

役位および役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額とする。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～2.25の範囲内で決定する。

(3) その他

代表取締役および取締役執行役員以外の取締役に対しては業績連動報酬を支給しない。

4. 株式報酬（非金銭報酬）の内容、および当該株式報酬の額（数）、および算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

①概要

当社の株式報酬は、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」という）とする。

本制度においては、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、当社取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定および改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとする）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）を、本信託を通じて給付する。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時とする。

②本制度の目的

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度に連動する内容とする。これにより、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値増大により一層貢献する意識を高めることを企図する。

また、社外取締役に対しては、当社業績や前述の相対度に連動しない内容とする。これにより、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図する。

(2) 額（数）、および算定方法

①当社取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントを付与し、社外取締役に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位により定まる数のポイントを付与する。

なお、当社役員等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算する（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行う）。

当社株式等の給付に当たり基準となる当社役員等のポイント数は、原則として、退任時まで当該役員等に付与されたポイント数とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の各報酬の割合については、各職責、および他企業の水準等を踏まえ、検討を行い、役員報酬諮問委員会に諮問し、決定するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容については、報酬に関する内規に基づき、取締役会の授権を受けた社長が、各経営陣の職位・職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案し、任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会の答申を受け、決定するものとする。

イ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けて決定しております。役員報酬諮問委員会では、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて代表取締役社長の吉岡泰士氏に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、報酬に関する内規に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案のうえ、役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受け決定しております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- 脇山章太氏は、株式会社地域みらいグループおよび株式会社北洋建設の代表取締役社長を兼務しており、これらと当社との間には資本関係および取引はありません。
- 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、同事務所と当社との間には資本関係および取引はありません。
- 満江由香氏は、満江由香公認会計士事務所を経営する公認会計士であり、同事務所と当社との間には資本関係および取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	脇山 章太	当期開催の取締役会13回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席するなど、企業経営に基づいた知見の提供を行っております。
社外取締役	野田部 哲也	当期開催の取締役会13回全て（うち、監査等委員である取締役として3回）、また監査等委員会3回（監査等委員である取締役任期中の開催全て）に出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席し、弁護士としての専門的見地から公正な助言・監督を行うとともに、役員報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員として、報酬ガバナンスおよび後継者計画の強化に貢献しております。
社外取締役（監査等委員）	荒木 隆繁	当期開催の取締役会13回全て、また、監査等委員会13回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席し、企業経営に基づいた知見の提供を行うとともに、役員報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員（役員報酬諮問委員会は委員長）として、報酬ガバナンスおよび後継者計画の強化に貢献しております。
社外取締役（監査等委員）	満江 由香	就任後開催された取締役会10回、監査等委員会10回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席し、主に公認会計士としての見地から経営執行の監査・監督、的確かつ公正な助言を行うとともに、指名諮問委員会の委員として、後継者計画の強化に貢献しております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、取締役会において決定いたします。

4. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第169期 (2025年3月31日現在)	科 目	第169期 (2025年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	71,175	流動負債	43,841
現金及び預金	8,973	支払手形及び買掛金	7,127
受取手形、売掛金及び契約資産	11,054	短期借入金	28,707
営業貸付金	35,254	未払法人税等	1,523
商品及び製品	6,522	賞与引当金	1,356
仕掛品	2,666	その他	5,127
原材料及び貯蔵品	2,375	固定負債	8,304
その他	4,631	長期借入金	3,056
貸倒引当金	△301	リース債務	1,443
固定資産	46,451	繰延税金負債	341
有形固定資産	15,246	再評価に係る繰延税金負債	526
建物及び構築物	3,540	役員株式給付引当金	370
機械装置及び運搬具	1,378	退職給付に係る負債	1,379
土地	7,940	資産除去債務	117
リース資産	1,675	その他	1,068
その他	711	負債合計	52,146
無形固定資産	17,512	純資産の部	
のれん	17,095	株主資本	62,060
その他	416	資本金	8,571
投資その他の資産	13,692	資本剰余金	—
投資有価証券	10,945	利益剰余金	59,875
退職給付に係る資産	296	自己株式	△6,387
繰延税金資産	1,081	その他の包括利益累計額	3,276
その他	1,693	その他有価証券評価差額金	851
貸倒引当金	△324	繰延ヘッジ損益	△18
		土地再評価差額金	1,105
		為替換算調整勘定	1,256
		退職給付に係る調整累計額	82
		非支配株主持分	144
資産合計	117,627	純資産合計	65,481
		負債・純資産合計	117,627

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第169期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		60,574
売上原価		38,248
売上総利益		22,326
販売費及び一般管理費		14,710
営業利益		7,615
営業外収益		
受取利息	376	
受取配当金	73	
為替差益	288	
投資事業組合運用益	197	
その他	153	1,088
営業外費用		
支払利息	129	
その他	126	256
経常利益		8,448
特別利益		
固定資産売却益	109	
投資有価証券売却益	963	
償却債権取立益	289	
権益譲渡益	2,720	
その他	102	4,185
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	50	
減損損失	510	
製品補償損失	156	
その他	74	796
税金等調整前当期純利益		11,837
法人税、住民税及び事業税	2,884	
法人税等調整額	241	3,125
当期純利益		8,711
非支配株主に帰属する当期純利益		65
親会社株主に帰属する当期純利益		8,645

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第169期 (2025年3月31日現在)	科 目	第169期 (2025年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	14,775	流動負債	25,230
現金及び預金	3,318	関係会社短期借入金	23,270
前払費用	10	1年内返済予定長期借入金	1,321
関係会社短期貸付金	10,346	未払金	224
その他	1,099	未払費用	178
固定資産	72,518	未払法人税等	7
有形固定資産	2,603	賞与引当金	101
建物	708	その他	126
構築物	19	固定負債	4,464
工具器具備品	18	長期借入金	3,056
土地	1,851	再評価に係る繰延税金負債	482
その他	5	繰延税金負債	375
無形固定資産	10	役員株式給付引当金	370
ソフトウェア	10	退職給付引当金	79
投資その他の資産	69,903	その他	99
投資有価証券	1,760	負債合計	29,694
関係会社株式	57,252	純資産の部	
関係会社長期貸付金	10,836	株主資本	55,996
その他	53	資本金	8,571
資産合計	87,293	資本剰余金	6,219
		資本準備金	6,219
		利益剰余金	47,591
		利益準備金	460
		その他利益剰余金	47,131
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	46,131
		自己株式	△6,387
		評価・換算差額等	1,602
		その他有価証券評価差額金	546
		土地再評価差額金	1,056
		純資産合計	57,599
		負債・純資産合計	87,293

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第169期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
営業収益		9,950
子会社受取配当金		8,222
経営指導料		1,526
不動産管理収入		201
営業費用		1,855
営業利益		8,095
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	43	
為替差益	228	
投資事業組合運用益	197	
その他	3	552
営業外費用		
支払利息	220	
その他	28	249
経常利益		8,399
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	372	
関係会社株式売却益	109	486
特別損失		
減損損失	510	
その他	18	528
税引前当期純利益		8,357
法人税、住民税及び事業税	△25	
法人税等調整額	141	116
当期純利益		8,241

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

三井松島ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永江 孝幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

三井松島ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 昭博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永江 孝幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第169期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

三井松島ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野 元 敏 博Ⓔ

常勤監査等委員 荒 木 隆 繁Ⓔ

監 査 等 委 員 満 江 由 香Ⓔ

(注) 監査等委員荒木隆繁及び満江由香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領 株主確定日	3月31日（期末） 9月30日（中間）
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座 管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 URL https://www.tr.mufg.jp/daikou/

上場証券取引所	東京証券取引所 福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う。 ● 公告掲載URL https://www.mitsui-matsushima.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

■会場

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

大手門パインビル 2階 会議室



■交通



福岡城・鴻臚館前下車…徒歩1分
平和台通り下車……………徒歩1分



赤坂駅下車 1番出口 …徒歩5分
6番出口

※お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル デザインフォントを 採用しています。

第 169 回 定 時 株 主 総 会
電子提供措置のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項
(交 付 書 面 省 略 事 項)

事 業 報 告
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

三井松島ホールディングス株式会社

事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(10) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第166期 (2021年度)	第167期 (2022年度)	第168期 (2023年度)	第169期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	46,592	80,015	77,472	60,574
経 常 利 益 (百万円)	8,595	35,933	26,004	8,448
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,396	22,977	15,117	8,645
1株当たり当期純利益 (円)	414.82	1,767.99	1,209.24	750.13
総 資 産 (百万円)	67,837	95,025	99,740	117,627
純 資 産 (百万円)	35,537	56,602	64,023	65,481
1株当たり純資産 (円)	2,723.79	4,292.78	5,322.49	5,825.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。なお、当社の株式給付信託 (BBT) において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益または当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社の株式給付信託 (BBT) において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 第166期においては、特別利益に固定資産売却益1,031百万円、特別損失に組織再編費用557百万円および退職給付費用402百万円を計上し、税金費用2,694百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は5,396百万円となりました。
4. 第167期においては、特別利益に投資有価証券売却益89百万円、特別損失に減損損失1,640百万円を計上し、税金費用11,163百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は22,977百万円となりました。
5. 第168期においては、特別利益に償却債権取立益294百万円および固定資産売却益233百万円、特別損失に閉山損失引当金繰入額2,777百万円を計上し、税金費用8,490百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は15,117百万円となりました。
6. 当連結会計年度においては、特別利益に権益譲渡益2,720百万円および投資有価証券売却益963百万円、特別損失に減損損失510百万円を計上し、税金費用3,125百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は8,645百万円となりました。
7. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第166期 (2021年度)	第167期 (2022年度)	第168期 (2023年度)	第169期 (当事業年度)
営 業 収 益 (百万円)	6,236	15,312	24,988	9,950
経 常 利 益 (百万円)	4,918	13,059	22,473	8,399
当 期 純 利 益 (百万円)	5,003	13,344	22,696	8,241
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	384.60	1,026.82	1,815.46	715.03
総 資 産 (百万円)	43,167	53,060	70,029	87,293
純 資 産 (百万円)	26,147	37,477	54,034	57,599
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,009.91	2,884.32	4,532.79	5,135.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 第166期においては、特別利益に関係会社清算益40百万円、特別損失に減損損失44百万円および事務所移転費用14百万円などを計上し、税金費用(利益)102百万円を計上したことから、当期純利益は5,003百万円となりました。
4. 第167期においては、特別利益に関係会社清算益104百万円および投資有価証券売却益89百万円、特別損失に固定資産解体費用44百万円お係会社株式売却損17百万円などを計上し、税金費用(利益)184百万円を計上したことから、当期純利益は13,344百万円となりました。
5. 第168期においては、特別利益に関係会社株式売却益250百万円、特別損失に投資有価証券評価損99百万円などを計上し、税金費用(利益)30百万円を計上したことから、当期純利益は22,696百万円となりました。
6. 当事業年度においては、特別利益に投資有価証券売却益372百万円、特別損失に減損損失510百万円などを計上し、税金費用116百万円を計上したことから、当期純利益は8,241百万円となりました。

(11) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
生活消費財	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守
	ペットフード類・ペット関連用品の輸入国内販売
	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売
	レジロール用記録紙等のロール製品の加工販売
産業用製品	液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とした様々な用途のマスクブラックスの製造・販売
	水晶デバイス用計測器・生産設備の製造販売、ならびに関連するハードウェア・ソフトウェアの製造販売
	送変電用架線金具・配電用架線金具の製造販売、各種調査・受託試験・分析業務
	食料品加工機械の企画・設計・製造・販売等
	産業用ローラーチェーンおよびコンベヤチェーンの製造・販売
金融その他	主に株式の投資、保有、運用管理および売買
	事業者向け不動産担保融資、不動産売買仲介業等
	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業 不動産管理事業 コンビニエンスストア運営事業 三井港倶楽部の管理運営

(12) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

当 社	本 社	福岡県福岡市中央区大手門一丁目1番12号
子会社	国 内	<p>日本ストロー株式会社 : 本社 (東京都品川区) 富士工場 (静岡県富士市) 熊本工場 (熊本県熊本市)</p> <p>株式会社明光商会 : 本社 (東京都中央区)</p> <p>株式会社ケイエムテイ : 本社 (大阪府泉大津市)</p> <p>株式会社システックキョーワ : 本社 (大阪府大阪市)</p> <p>MOS株式会社 : 本社 (東京都港区) 古河工場 (茨城県古河市) 大阪工場 (大阪府東大阪市)</p> <p>CST株式会社 : 本社・工場 (神奈川県高座郡) 江刺工場 (岩手県奥州市)</p> <p>三生電子株式会社 : 本社 (東京都狛江市)</p> <p>日本カタン株式会社 : 本社・工場 (大阪府枚方市)</p> <p>株式会社プラスワンテクノ : 本社 (福岡県北九州市)</p> <p>株式会社杉山チエン製作所 : 本社・工場 (埼玉県入間市)</p> <p>ゼクサスチエン株式会社 : 本社 (東京都千代田区) 関東製作所 (埼玉県熊谷市)</p> <p>MM Investments株式会社 : 本社 (福岡県福岡市)</p> <p>株式会社エム・アール・エフ : 本社 (福岡県福岡市)</p>
	海 外	<p>T SECURE INTERNATIONAL CO.,LTD. (タイ)</p> <p>THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTD. (タイ)</p> <p>Saunders & Associates, LLC (米国)</p> <p>MAXCO Chain, Ltd. (米国)</p>

(13) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,741名	31名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員128名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	5名増	44.7才	8.2年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員1名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社福岡銀行	14,961
株式会社西日本シティ銀行	4,821
株式会社十八親和銀行	1,885
株式会社三井住友銀行	1,769
株式会社大分銀行	1,513

- (注) 1. 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。
2. 株式会社エム・アール・エフ(金融事業)の連結加入に伴い、借入先の変動および借入額が増加しております。

5. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
 ② 発行済株式総数 13,064,400株（うち自己株式1,848,701株）

(2) 株主数 12,651名（前期末比9,807名減）

(3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,456	12.88
株式会社南青山不動産	11,554	10.30
株式会社フォルテイス	10,566	9.42
株式会社シティインデックスイレブンス	10,051	8.96
株式会社エスグラントコーポレーション	9,965	8.88
野村 絢	4,851	4.32
株式会社三井住友銀行	3,318	2.95
株式会社十八親和銀行	3,268	2.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,625	2.34
野村証券株式会社	1,931	1.72

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,848,701株を控除して計算しております。
 2. 2018年6月22日開催の第162回定時株主総会にて導入を決議した「株式給付信託（BBT）」に係る株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式198,000株を自己株式数に含めております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	—	—
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	800株	1名
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
112百万円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額
110百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
100百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積り額の算出根拠を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項の同意の判断を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

8. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- 1 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項1号ハ、同法施行規則110条の4第2項5号）

当社グループは、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「経営の基本理念」、「経営ビジョン（次の100年のために私たちが目指す姿）」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

- 2 業務の適正を確保するための体制（会社法第399条の13第1項1号ロ、ハ、同法施行規則第110条の4）
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制（会社法施行規則第110条の4第2項1号）

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下職務執行情報という。）の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - (2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（同2項2号、5号）
 - ① 当社グループ全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
 - ② 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各社・各部署において検討の上、経営会議並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
 - ③ 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各社・各部署における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
 - ④ 内部監査部はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた各社・各部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（同2項3号）
- ① 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化及び効率化を目的に執行役員制度を導入する。
 - ② 当社には意思決定機関として取締役会のほか、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を移譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
 - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (4) 当社グループの使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同2項4号、5号）
- ① 当社グループの全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
 - ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容並びに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査等委員会に報告される体制を確立する。
 - ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
 - ④ 内部監査部は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた各社・各部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (5) その他当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制（同2項5号）
- ① 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社の所管部が事案ごとに、子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
 - ② 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社及び子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
 - ③ 当会社の内部監査部は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署及び取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
 - ④ 当社グループは、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項（同1項1号）
- 監査等委員会からの要請により、必要な期間、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同1項2号、3号）
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。

- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (同1項4号、5号)
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次の通りとする。
当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
当社の子会社等の監査役及び内部監査部またはこれに相当する部署の活動状況
当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
当社グループの業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
当社グループの内部通報制度の運用及び通報の内容
当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧の義務付け
 - ③ 当社グループの役職員が監査等委員会に当該報告及び情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 (同1項6号)
- ① 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ② 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (同1項7号)
監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回 (監査等委員会が臨時に必要と判断する場合は、別途) 設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- 3 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当社の取締役会は、取締役7名（監査等委員である取締役3名を含む）で構成され、当事業年度においては、取締役会を13回開催し、重要な業務執行その他取締役会規則に定めた重要事項について審議するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

また当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員で構成し、社外取締役、監査等委員である取締役をオブザーバーとする経営会議を当事業年度は12回開催しております。経営会議では、取締役会で審議される事項を事前に審議するとともに、取締役会から委譲された業務執行に係る重要事項について審議しております。

② リスク管理

当社では、社長を委員長、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を委員とし、社外取締役、監査等委員である取締役、内部監査部長をオブザーバーとするリスク管理委員会を当事業年度は3回開催しております。リスク管理委員会では、当社全部署から報告された全てのリスクを評価し、重要リスクを特定したうえで、その対応方針の決定および対応状況の確認等を行っております。また、全子会社から報告された全ての重要リスクについて、その対応状況の確認等を行っております。また、内部監査部がリスク管理体制に係る監査を実施しております。

③ コンプライアンス

当社グループでは、全使用人に、コンプライアンス・マニュアルを配布しております。

また、社長を委員長、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を委員とし、社外取締役、監査等委員である取締役、内部監査部長をオブザーバーとするコンプライアンス委員会を当事業年度は2回開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関連する事項の審議あるいは内部通報がされた事項の報告およびその対応状況の確認等を行っております。

なお、内部監査部が法令・定款・社内規則等の遵守状況について監査を実施しており、必要に応じて是正・改善の指導を行っております。

④ 子会社の管理体制

子会社から当社に対する報告事項や承認事項については、グループ会社管理規程および職務権限・責任規程に従って事案ごとに当社の専門部署が管理しております。

子会社の業務運営の適正性を確保するため、子会社の経営上で特に重要な事項については、当社の取締役会あるいは経営会議において審議・決定しております。また、子会社の取締役会議事録は毎月当社の取締役会に報告するものとし、必要に応じて子会社の取締役に議案の内容説明を求めており、当社取締役会が子会社の取締役会を監督できる体制を採っております。さらに、内部監査部が子会社との間で内部監査契約を締結して子会社の内部監査を実施しております。

⑤ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。また、監査等委員会からの申出により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人1名を置いております。

当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、各監査結果の報告を受け協議および決議を行っております。

各監査等委員は、監査等委員会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社および子会社の業務ならびに財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行について監査しております。具体的には、取締役会等の重要な社内会議に出席するほか、監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人および内部監査部ならびに子会社の監査役との連携に努め、また各業務執行取締役および重要な使用人ならびに全子会社の個別ヒアリングを実施しております。

連結株主資本等変動計算書

第169期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	8,571	2,234	52,653	△3,135	60,324
会計方針の変更による累積的影響額			33		33
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,571	2,234	52,687	△3,135	60,358
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,306		△1,306
親会社株主に帰属する当期純利益			8,645		8,645
土地再評価差額金取崩額			291		291
自己株式の取得				△3,254	△3,254
自己株式の処分				3	3
連結範囲の変更			△55		△55
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,234	△386		△2,621
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	△2,234	7,188	△3,251	1,702
2025年3月31日残高	8,571	-	59,875	△6,387	62,060

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高	1,000	△121	1,411	775	57	3,124	574	64,023
会計方針の変更による累積的影響額	△33					△33		0
会計方針の変更を反映した当期首残高	966	△121	1,411	775	57	3,090	574	64,023
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,306
親会社株主に帰属する当期純利益								8,645
土地再評価差額金取崩額			△291			△291		-
自己株式の取得								△3,254
自己株式の処分								3
連結範囲の変更								△55
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△2,621
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△115	102	△14	480	24	477	△430	46
連結会計年度中の変動額合計	△115	102	△306	480	24	186	△430	1,457
2025年3月31日残高	851	△18	1,105	1,256	82	3,276	144	65,481

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 32社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、日本ストロー株式会社、CST株式会社、三生電子株式会社、株式会社明光商会、株式会社ケイエムテイ、株式会社システックキョーワ、日本カタン株式会社、MOS株式会社、株式会社プラスワンテクノ、株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングス、および株式会社エム・アール・エフであります。

なお、当連結会計年度において株式会社エム・アール・エフ（2024年7月1日株式取得）を連結の範囲に含めております。

また、2024年4月29日付で株式会社花菱の株式を一部売却（2024年4月29日）したことに伴い、同社を連結の範囲から除外し、持分法の適用の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

Saunders & Associates, International, LLC

Saunders Electronics (Yantai) Co., Ltd.

Saunders Japan Co.,Ltd.

三生電子（天津）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社

主要な会社の名称等 株式会社花菱

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.、MMI Indonesia Investments PTY LTD.、T SECURE INTERNATIONAL CO.,LTD.、THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTDおよびSaunders & Associates, LLCの決算日は、12月31日であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ……………時価法

(ハ)棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品……………主として移動平均法による原価法

製品……………主として総平均法による原価法

仕掛品……………主として個別法による原価法

原材料……………主として移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、主として定額法によっております。その他の有形固定資産については、主として定率法によっております。また、連結子会社の保有する機械装置および器具備品の一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………3～50年

機械装置及び運搬具…2～17年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役および執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

生活消費財および産業用製品事業

生活消費財および産業用製品事業における収益は、主に製品または商品の販売によるものであります。主な履行義務は、顧客に製品または商品を引き渡す義務であり、国内取引については、製品または商品の納品時にその支配が顧客に移転すると判断しております。ただし、出荷時から納品時までの期間が通常の間である一部の国内取引については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

金融事業

金融事業における収益は、主に貸出業務から生じる営業貸付金利息および手数料であり、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に従い収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジまたは為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関性があることを確認し、有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一である場合および特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(ロ)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算にあたり、一部の連結子会社では原則法を採用しており、当社およびその他の連結子会社においては退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法等を適用しております。

原則法における退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

原則法における数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

(ハ)のれんの償却方法および償却期間

のれんは、個別案件毎に投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合には、発生時に一括償却しております。

(二)連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(ホ)グループ通算制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(ハ)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）および監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定および改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は684百万円、株式数は198,000株であります。

(5) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

長期貸付金の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「長期貸付金」（前連結会計年度860百万円）に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「投資その他の資産」の「その

他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

為替差益の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「営業外収益」の「その他」(前連結会計年度38百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「営業外収益」に「為替差益」として表示しております。

コミットメントフィーの表示方法は、従来、連結損益計算書上、「営業外費用」(前連結会計年度26百万円)に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

投資有価証券売却益の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「特別利益」の「その他」(前連結会計年度14百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「特別利益」に「投資有価証券売却益」として表示しております。

関係会社株式売却益の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「特別利益」(前連結会計年度72百万円)に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 17,095百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (ハ)のれんの償却方法および償却期間」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんを評価するにあたり、当社グループでは固定資産の減損に係る会計基準に従い、のれんを含む資金生成単位について、対象会社ごとに見込んだ事業計画に基づく営業利益及び営業キャッシュ・フローの達成状況等を検討し、のれんの減損の兆候を識別しております。

のれんの減損の兆候を識別した場合、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定し、減損損失の認識の判定を行っておりますが、その使用価値測定のベースとなる将来キャッシュ・フローは、当初買収時の事業計画を基礎として見積っております。

当社グループは近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、買収時の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績は長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴います。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

借入金に対する担保差入資産

営業貸付金 29,012百万円

担保付債務

短期借入金 26,356百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、34,047百万円であります。

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出

・再評価を行った年月日……2002年3月31日

(4) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債

受取手形、売掛金および契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、「連結注記表 9.収益認識に関する注記 (3) ①契約資産の残高等」に記載しております。

また、流動負債の「その他」に含めている契約負債の金額は、「連結注記表 9.収益認識に関する注記 (3) ②契約負債の残高」に記載しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表 9.収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	金額 (百万円)
「事業用資産」 (福岡県大牟田市)	建物 工具器具備品等	91
「事業用資産」 (福岡県福津市)	土地	418

(経緯)

「事業用資産」(福岡県大牟田市)については、想定されていた収益力が見込まれなくなったことから、上記資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

「事業用資産」(福岡県福津市)については、市場価値が帳簿価格を下回ることから、上記資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって行っております。

(回収可能価額および算定方法等)

正味売却価額(主に売却見込額により評価しております)

権益譲渡益

豪州リデル炭鉱の権益譲渡益を特別利益に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 13,064,400株

(注) 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、当社所有の自己株式1,650,701株、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式198,000株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	719	60	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	587	50	2024年9月30日	2024年12月5日

(注1) 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(注2) 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年5月13日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 913百万円

(ロ) 1株当たり配当額 80円

(ハ) 基準日 2025年3月31日

(ニ) 効力発生日 2025年6月2日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

また、2025年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、債権および在外子会社持分への投資については為替変動リスク、借入金については金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金および契約資産ならびに営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程および貸付規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理および適正な与信審査ならびに保証・担保の設定等を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建ての営業債権債務および在外子会社持分への投資は、為替変動のリスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約または外貨預金の一部を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク、外貨建ての株式についてはそれに加え為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引等）をヘッジ手段として利用しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務および在外子会社持分への投資に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) ⑤ (イ) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。また、(2)(注1)の「デリバティブ取引」における契約金額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 営業貸付金	35,254		
貸倒引当金 (※2)	△161		
	35,093	34,155	△938
② 投資有価証券 (※3)			
その他有価証券	10,222	10,222	—
資産計	45,316	44,378	△938
① 長期借入金	4,377	4,296	△81
② リース債務	1,775	1,782	6
負債計	6,153	6,079	△74
デリバティブ取引 (※5)	21	21	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「未払法人税等」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 営業貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「資産②投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、非上場株式（連結貸借対照表計上額208百万円）であります。

(※4) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は514百万円であります。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				1年超	
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	400	—	24
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 ユーロ	買掛金	172	—	0
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 タイバーツ	買掛金	1,013	—	△4

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,973	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	11,054	—	—	—
営業貸付金	6,991	14,064	6,519	7,679
合計	27,018	14,064	6,519	7,679

(注3) 長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	27,386	—	—	—	—	—
長期借入金	1,321	1,257	859	804	135	—
リース債務	332	348	364	299	288	142
合計	29,039	1,605	1,224	1,104	423	142

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	10,222	—	—	10,222
デリバティブ取引				
通貨関連	—	21	—	21
資産計	10,222	21	—	10,243

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	—	34,155	34,155
資産計	—	—	34,155	34,155
長期借入金	—	4,296	—	4,296
リース債務	—	1,782	—	1,782
負債計	—	6,079	—	6,079

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

営業貸付金

貸付金の種類ごとに、主として元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、それぞれレベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金には1年以内に返済予定のものも含んでおります。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントごとの内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他	エネルギー	
顧客との契約から生じる収益	26,769	29,640	862	—	57,271
その他の収益 (注)1	—	—	3,303	—	3,303
外部顧客への売上高	26,769	29,640	4,165	—	60,574

(注) 1 その他の収益には、顧客との契約から生じる収益のうち、収益認識に関する会計基準等の適用外とされている、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)の範囲に含まれる金融商品に係る取引、および「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の範囲に含まれるリース取引等が含まれております。

2 当連結会計年度より、セグメント区分を変更しております。従来「生活関連事業」としていた事業について、その事業の性質によって「生活消費財」および「産業用製品」セグメントに区分し、「エネルギー事業」の区分に含めていた「再生可能エネルギー分野」および「その他の事業」ならびに2024年7月1日に株式を取得した株式会社エム・アール・エフを「金融その他」セグメントに区分しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) ④収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

受取手形、売掛金および契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	13,933	10,943
契約資産	177	110
計	14,110	11,054

② 契約負債の残高

契約負債の残高は、以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表において、契約負債は、流動負債の「その他」および固定負債の「その他」に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	3,078	2,643

契約負債は、主に産業用製品事業での製品取引に関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

③ 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 5,825円49銭

1株当たり当期純利益 750円13銭

(注) 当社の株式給付信託 (BBT) において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において198,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において177,338株であります。

11. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年6月7日開催の取締役会において、株式会社エム・アール・エフ（以下、「エム・アール・エフ」という。）の発行済株式全てを取得（以下、「本株式取得」という。）し、同社を子会社化することについて決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、当該譲渡契約に基づき2024年7月1日に同社の株式を取得しております。

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エム・アール・エフ

事業の内容 事業者向け不動産担保融資、不動産売買仲介業等

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、今年度より策定した「経営戦略2024」の目標である当期純利益50億円を継続的に計上できる収益構造をM&Aにより構築する方針を掲げており、本株式取得もその一環として実施するものです。

福岡県福岡市に本社を構えるエム・アール・エフは、事業者向け不動産担保融資を主業とし、中小企業や個人事業主への融資を中心に行うことで、地方銀行や信用組合といった競合事業者との差別化を図っております。また、エム・アール・エフが提供するサービスの特徴として、(1) 専門知識を持ったスタッフがお客様のニーズに合わせた適切なプランを提案することで経営課題の解決に繋がっていること、(2) 出張訪問で融資の相談が可能なためスピード感のある対応を実現していること、(3) 総勢115名のスタッフで西日本エリアをカバーするネットワーク拠点の幅広さ、などが挙げられ、様々な年代・業種のお客様より高い支持を得ております。

上記の特徴を活かし、2012年設立以来、エム・アール・エフは着実に業績を拡大してきました。本株式取得により、当社は、エム・アール・エフの資金調達力向上ならびに関東圏を含む東日本エリアへの業務拡張等を支援できると考えており、エム・アール・エフの継続的な成長、ひいては当社グループの企業価値向上に大きく寄与することを期待しております。

③ 企業結合日

2024年7月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な論拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	11,000百万円
取得原価		11,000百万円

(4)主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーフィー費用等 321百万円

(5)企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	33,963百万円
固定資産	1,340百万円
資産合計	35,303百万円
流動負債	25,791百万円
固定負債	518百万円
負債合計	26,309百万円

(6)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額

2,005百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

③ 償却方法および償却期間

20年間にわたる均等償却

株主資本等変動計算書

第169期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金計		
			別途積立金	繰越利益剰余金				
2024年4月1日残高	8,571	6,219	460	1,000	38,904	40,365	△3,135	52,021
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,306	△1,306		△1,306
当期純利益					8,241	8,241		8,241
土地再評価差額金の取崩					291	291		291
自己株式の取得							△3,254	△3,254
自己株式の処分							3	3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	7,226	7,226	△3,251	3,974
2025年3月31日残高	8,571	6,219	460	1,000	46,131	47,591	△6,387	55,996

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	765	△113	1,361	2,013	54,034
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,306
当期純利益					8,241
土地再評価差額金の取崩			△291	△291	-
自己株式の取得					△3,254
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△219	113	△13	△119	△119
事業年度中の変動額合計	△219	113	△305	△410	3,564
2025年3月31日残高	546	-	1,056	1,602	57,599

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役および執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金にかかる期末自己都合要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジまたは為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）および監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定および改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は684百万円、株式数は198,000株であります。

(5) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書関係)

コミットメントフィーの表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外費用」（前事業年度26百万円）に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

自己株式取得費用の表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外費用」（前事業年度20百万円）に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

投資有価証券売却益は、従来、損益計算書上、「特別利益」の「その他」（前事業年度14百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「特別利益」に「投資有価証券売却益」として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	57,252百万円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法」に記載のとおりであります。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を入手したうえで、関係会社株式の実質価額の回収可能性を見積っております。

当社は近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、関係会社株式の実質価額の回収可能性の見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績が長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴います。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、1,971百万円であります。

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権および金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	83百万円
長期金銭債権	22百万円
短期金銭債務	124百万円

(3) 取締役に対する金銭債務は、次のとおりであります。

長期金銭債務	2百万円
--------	------

(4) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日……2002年3月31日

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	9,781百万円
営業費用	384百万円
営業取引以外の取引による取引高	258百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 1,848,701株

(注) 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、当社所有の自己株式1,650,701株、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式198,000株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	436百万円
関係会社株式	2,415百万円
投資有価証券評価損	79百万円
減損損失	41百万円
賞与引当金	30百万円
退職給付引当金	24百万円
その他	139百万円
繰延税金資産小計	<u>3,167百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△436百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△2,575百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△3,012百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>155百万円</u>
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額	△216百万円
関係会社株式	<u>△315百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△531百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△375百万円</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	オーストラリア シドニー	74.9 百万円\$	海外子会社 統括・管理等	所有 直接 100.0%	－ (注) 1	受取配当金	8,217	－	－
							利息の支払 (注) 2	124	未払費用	120
							資金の借入	6,295	関係会社 短期借入金	6,295
子会社	MM Investments(株)	福岡県 福岡市	50 百万円	株式の投資・ 保有・運用管理 および売買	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	18	－	－
							資金の貸付	9,500	関係会社 短期貸付金	9,500
子会社	三生電子(株)	東京都 狛江市	50 百万円	水晶デバイス 用計測器・生 産設備の製造 販売	所有 直接 99.7%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	29	未収収益	35
							資金の貸付	－	関係会社 長期貸付金	5,700
							資金の借入 (注) 3	2,218	関係会社 短期借入金	300
										3,845

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ジャパン・チ ェーン・ホール ディングス	東京都 千代田区	80 百万円	(株)杉山チエン 製作所、ゼフ サスチエン(株) および MAXCO Chain, Ltd.の 経営管理	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	20	-	-
							貸付の回収	253	関係会社 長期貸付金	3,634
									関係会社 短期貸付金	253
									資金の借入 (注) 3	445
子会社	日本カタン(株)	大阪府 枚方市	9.5 百万円	送変電用架線 金具・配電用 架線金具の製 造販売、各種 調査・受託試 験・分析業務	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	9	未収収益	6
							貸付の回収	250	関係会社 長期貸付金	1,350
									関係会社 短期貸付金	250
資金の借入 (注) 3	419	関係会社 短期借入金	887							
子会社	MOS(株)	東京都 港区	100 百万円	レジロール用 記録紙等のロ ール製品の加 工販売	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	1,293	関係会社 短期借入金	2,282

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	日本ストロー(株)	東京都品川区	310 百万円	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売	所有 直接 99.9%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注)3	1,374	関係会社 短期借入金	1,823
子会社	(株)明光商会	東京都中央区	100 百万円	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注)3	1,349	関係会社 短期借入金	1,550
子会社	(株)システックキョーワ	大阪府大阪市	50 百万円	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売	所有 直接 99.7%	経営指導 役員の兼任	関係会社株式の売却 (注)4	1,075	-	-
							資金の借入 (注)3	1,557	関係会社 短期借入金	773
子会社	(株)ケイエムティ	大阪府泉大津市	13 百万円	ペットフード類の輸入国内販売	所有 直接 93.1%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注)3	829	関係会社 短期借入金	1,068

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)1 2024年3月期に石炭生産および販売事業が終了したことに伴い、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.は事業を終了しております。
- 2 利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - 3 資金の借入は、当社がグループ各社との間で契約を締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は平均残高を記載しております。
 - 4 株式会社システックキョーワへの株式売却は、同社に当社が保有する250株を譲渡したものであり、その価格条件については純資産等を基礎として協議のうえ、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は主に子会社からの受取配当金および経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。経営指導料については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 5,135円57銭

1株当たり当期純利益 715円03銭

(注) 当社の株式給付信託 (BBT) において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において198,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度において177,338株であります。

11. 企業結合に関する注記

「連結注記表 11.企業結合に関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。